# 第1章 プラン策定にあたって

## 1 プラン策定の趣旨

人口減少・少子高齢化の進展、核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て環境が大きく変化しています。

少子化傾向に歯止めをかけ、千葉の未来、日本の未来を担う子どもたちを育成するためには、子どもの成長に応じて変わる子育て支援のニーズに対応し、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりに社会全体で取り組むことが必要です。

県では、これまで、次世代育成支援対策推進法(平成17年4月施行)に基づき、平成17年3月に千葉県次世代育成支援行動計画を策定し、平成21年度までを前期計画、平成26年度までを後期計画として取組を進め、さらに、次世代育成支援対策推進法の改正(平成26年4月)により、同法の有効期限が10年間延長されたことに伴い、平成27年11月に「新 千葉県次世代育成支援行動計画(前期計画)」を策定し、次世代育成支援に関する取組を進めてきたところです。

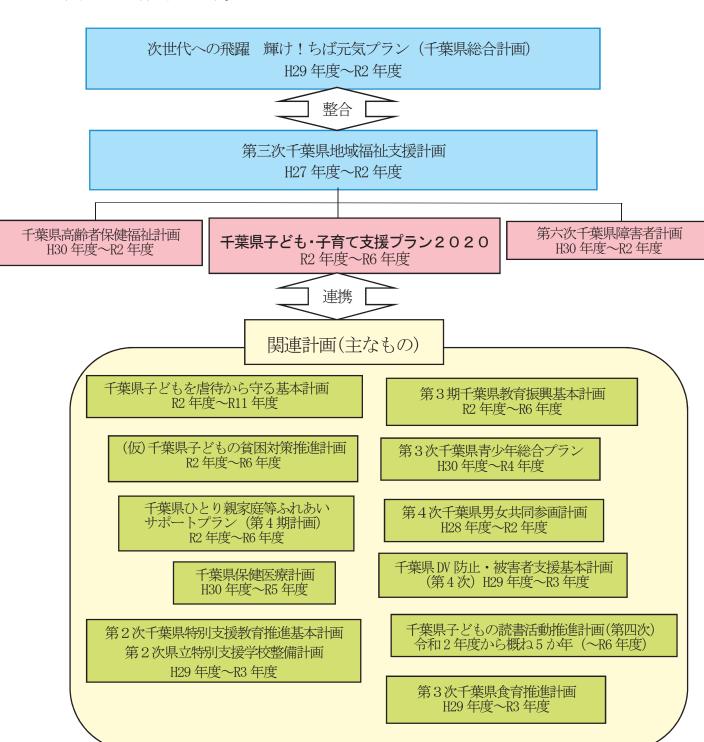
また、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法による「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に施行され、県では、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村を広域的・専門的立場から支援する「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を平成27年3月に策定(平成29年度中間見直し)し、取組を進めてきたところです。

このような中、国においては「新・放課後子ども総合プラン」策定(平成30年9月公表) や児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しのほか、幼児教育・ 保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正(令和元年10月施行)に伴い、 子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画 策定指針が改正されました。

県では、引き続き、関係機関、団体、民間事業者等が一体となって子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策を総合的かつ計画的に取り組んでいくため、子ども・子育て支援法に基づき市町村が行う幼児期の教育・保育等の提供体制の計画的な整備を支援する「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づき子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現に向けた子どもと子育て家庭への支援に関する施策の方向性や目標を定めた「新 千葉県次世代育成支援行動計画(前期計画)」とを継承する一体的な計画として、「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」を策定することとしました。

# 2 プランの位置づけ

子ども・子育て支援法第62条第1項の規定による県の子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援対策推進法第9条第1項の規定による県の行動計画を「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」として、一体的に策定するものであり、「次世代への飛躍輝け!ちば元気プラン」や「第三次千葉県地域福祉支援計画」をはじめ、県の関連諸計画との整合を図ります。



# 3 プランの期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

## 4 達成状況の点検・評価、見直し

本プランは、毎年度、プランに基づく施策の実施状況などを点検・評価の上、公表します。また、プランの3年目(令和4年度)を目安として見直しを行うほか、社会情勢の変化等により実態とのかい離が生じた場合においては、必要に応じて随時見直しを実施していきます。

## 5 プランにおける定義

#### (1)「子ども・若者」

このプランが対象とする「子ども・若者」は、特にただし書きがない限り、乳幼児、 児童、生徒、青少年から自立して生計を営む前の若者まで幅広く含んだ概念として 使っています。

### (2)「親」

このプランが対象とする「親」は、妊娠している段階から子育てが始まっていると 捉え、妊娠中から自立して生計を営む前の若者の保護者を含めた概念として使って います。

#### (3) 「地域」

このプランが対象とする「地域」は、ベビーカーを押して行ける程度の生活圏に おける「身近な他人による支え合い」共同体を基本に、さらに働く場を含めた概念と して使っています。

#### 6 市町村との連携

子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策は、児童福祉、母子保健、教育、 生活環境等の各分野にまたがるものであり、関係部局が連携して、部局横断的に取り組む ことが必要です。その上で、県と市町村が連携・協働して、県民をはじめ、関係機関、団 体、民間事業者等と一体となって取り組むことが重要です。

#### 〇 県の役割

県は、子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策を進めるに当たって、市町村の 主体性・地域性を尊重し、市町村の実情に応じた必要な支援を行います。

- ・市町村が取り組む、子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策推進のための 基盤整備
- ・市町村の圏域を越えて広域的に取り組むべき事業や市町村での対応が困難な技術的・ 専門的に取り組むべき事業の実施、広域的な観点からの市町村間の調整
- ・先駆的・モデル的に実施すべき事業
- ・地域における子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進に向けた人材 育成・資質向上
- ・民間団体、事業主等が子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進に向けて実施する事業の支援

などを行います。

#### 〇 市町村の役割

住民にもっとも身近な自治体である市町村は、子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の中心的な実施主体として、住民の多様なニーズを把握し、そのニーズを踏まえ、各施策を推進する必要があります。

- ・市町村圏域内の地域における子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進
- ・住民のニーズに対応した子育て支援環境の整備
- ・地域における子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進に向けた人材 育成・資質向上
- ・民間団体や事業主等が子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進に 向けて実施する事業の支援

などを推進することが期待されます。

### 〇 県と市町村との連携の確保に向けて

- ・市町村が地域の実情に応じた取組や創意工夫が図れるよう、必要な情報の提供や 情報共有に努めるとともに、市町村における取組を支援します。
- ・市町村と協働して、地域住民のニーズや地域の課題の把握に努めます。
- ・市町村間で調整が必要な事項については県で調整を行います。
- ・国・県・市町村それぞれの役割分担を踏まえ、国における取組が必要なものについて、制度の創設や財源措置などを国へ要望します。